

地方税法施行令の一部を改正する政令の概要

平成25年6月
総務省

1 改正の趣旨

地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、個人住民税の公的年金等からの特別徴収制度について、特別徴収税額等の変更があった場合の取扱いを定めるとともに、不動産取得税に係る課税の特例の細目を定めるほか、金融・証券税制の改正等に伴う所要の規定の整備を行う。

2 主な改正の内容

(1) 個人住民税の公的年金等からの特別徴収制度に関する取扱い

年金所得に係る特別徴収税額等の変更があった場合における、年金給付の際に徴収する1回当たりの税額の算定方法等の取扱いについて、その細目を定める。

(2) 不動産取得税に係る課税の特例に関する細目

不動産特定共同事業契約に基づき取得する一定の不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、その対象となる不動産を新築から10年を経過した家屋等とする等の細目を定める。

3 施行期日

原則として平成28年1月1日から施行する。